



県章

山形県公報

平成29年9月26日（火）

第2881号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 国土調査の成果の認証……………（農村計画課）…969
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…970
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（同）…971
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…同
- 県営土地改良事業計画の変更……………（同）…同
- 同……………（最上総合支庁農村計画課）…972
- 公共測量の終了の通知……………（県土利用政策課）…同

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・県産品振興課）…同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）…974

告 示

山形県告示第669号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成29年9月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
長井市
- 2 調査を行った期間
平成17年5月9日から平成29年6月27日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
長井市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
成田、森及び宮の各一部
- 5 認証年月日
平成29年9月15日

山形県告示第670号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、朝日町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。
平成29年9月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	志藤勝幸	西村山郡朝日町大字三中乙220の1番地
同	今井正仁	同 新宿395番地
同	小野昇一郎	同 大谷1365の1番地
同	阿部政直	同 松程245番地
同	海野武雄	同 宮宿120の2番地
同	白田守司	同 大谷1552番地
同	長岡好男	同 1632番地
同	海野洋一	同 三中甲2767の2番地
同	長岡健一	同 石須部30番地
監事	阿部和夫	同 松程140番地
同	鈴木賢一	同 雪谷129番地
同	遠藤清志	同 大谷1711番地

山形県告示第671号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、朝日町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成29年9月26日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	今井正仁	西村山郡朝日町大字新宿395番地
同	白田守司	同 大谷1552番地
同	阿部政直	同 松程245番地
同	海野洋一	同 三中甲2767の2番地
同	海野武雄	同 宮宿120の2番地
同	長岡健一	同 石須部30番地
同	渡辺良明	同 大谷555の1番地

同	伊藤正博	同	三中乙197番地
同	白田健志	同	大谷1615番地
監事	渡邊勇一	同	宮宿531の3番地
同	佐久間進	同	玉ノ井乙352の10番地
同	佐竹和広	同	三中甲225番地

山形県告示第672号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西川町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年9月26日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
監事	佐藤良秋	西村山郡西川町大字睦合丙202番地

山形県告示第673号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西川町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成29年9月26日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
監事	佐藤歳雄	西村山郡西川町大字睦合丙158番地

山形県告示第674号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営新西地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（面的集積型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月26日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営新西地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（面的集積型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
村山市役所
- 3 縦覧に供する期間
平成29年10月2日から同月31日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消し

の訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営大堰地区土地改良事業（農業用河川工作物等応急対策事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営大堰地区土地改良事業（農業用河川工作物等応急対策事業）変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所
舟形町役場
- 縦覧に供する期間
平成29年10月2日から同月31日まで
- その他
 - この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第676号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年9月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施した地域
小国町大字沼沢地内
- 公共測量を実施した期間
平成29年7月24日から同年8月31日まで
- 作業の種類
公共測量 基準点測量 2級 1点

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに村山市役所において平成30年1月26日まで縦覧に供する。

平成29年9月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ村山駅西店

村山市大字楯岡字楯岡西8055番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 古山利昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	所 在 地
(仮称)ヤマザワ村山駅西店	村山市大字楯岡字楯岡西8055番1外

(変更後)

名 称	所 在 地
ヤマザワ村山駅西店	村山市大字楯岡字楯岡西8055番1外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 廣
未 定		

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目9番3号	山 澤 廣
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 丈

4 変更年月日

(1) 3の(1)に掲げる事項 平成29年4月5日

(2) 3の(2)に掲げる事項

イ 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成28年4月18日

ロ 株式会社大創産業に係るもの 平成29年7月22日

5 届出年月日

平成29年8月15日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年1月26日までに知事に提出することができ

る。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年9月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営鈴川第2ア パート3号	山形市鈴川町三 丁目17-25	3K	44.4	1	一般用	12,000	13,900	15,900	17,900	19,800	19,800	3月分 の家賃 に相当 する額
同 4号	同 17-22	同	44.4	2	同	12,000	13,900	15,900	17,900	19,800	19,800	
同 五十鈴アパ ート1号	同 大野目二 丁目2-52	同	51.2	2	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400	
同 2号	同 2-50	同	51.2	2	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400	
同 3号	同 2-46	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400	
同	同	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400	单身可
同 馬見ヶ崎ア パート1号	同 円心寺町 21-27	3DK	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900	
同 2号	同 21-26	同	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900	
同 宮町アパー ト1号	同 宮町二丁 目8-23	同	66.5	1	同	22,100	25,500	29,200	32,900	37,600	43,400	
同 深町アパー ト3号	同 深町一丁 目7-27	同	64.2	1	同	22,600	26,100	29,900	33,700	38,500	44,400	
同 きたまちア パート1号	同 桧町三丁 目2-15	2LDK	66.5	1	同	25,500	29,500	33,700	38,000	43,400	50,100	
同 東山住宅	同 大字十文 字6106	2DK	61.5	1	特定目的用 (身障者用)	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	单身可
同 土屋倉アパ ート1号	同 上山市美咲町二 丁目3	3DK	51.8	1	一般用	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700	
同 3号	同	同	53.7	2	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,700	

同 長清水アパ 一ト3号	同 長清水一 丁目10-13	同	67.7	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	21,700	25,100	28,700	32,400	37,000	42,700	
同 天童駅西ア パー一ト2号	天童市駅西二丁 目2-30	同	64.2	1	一般用	19,200	22,200	25,400	28,600	32,700	37,800	
同 近江アパー 一ト1号	東村山郡山辺町 近江1-1	同	64.2	2	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	单身可
同	同	同	64.2	2	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	
同 南寒河江ア パー一ト2号	寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	64.2	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	
同 塩水アパー 一ト4号	同 大字寒 河江字塩水46- 1	同	70.7	1	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	
同 谷地アパー 一ト1号	西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	59.3	1	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	
同 左沢アパー 一ト	同 大江町 大字藤田264- 3	同	59.3	2	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	
同 楯岡アパー 一ト	村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	2	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	
同 大石田アパ 一ト	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	14,400	16,600	19,000	21,500	24,500	28,300	
同 尾花沢アパ 一ト	尾花沢市新町一 丁目9-36	同	64.2	1	同	19,500	22,600	25,800	29,100	33,300	38,400	
同	同	同	62.6	1	同	19,000	22,000	25,200	28,400	32,400	37,400	
同	同	同	64.2	1	同	19,500	22,600	25,800	29,100	33,300	38,400	单身可

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

(3) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年10月4日から同月10日までの午前10時から午後6時まで

ただし、郵送の場合は、平成29年10月10日までの消印のあるもの限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成29年12月1日